

# 垂仁記と出雲

——「葦原色許男大神」を中心に——

岡 本 惠 理

一

本稿では『古事記』中巻、伊久米伊理毘古伊佐知命——以下、便宜上垂仁天皇とする——の条にある本牟智和氣御子物語について考察する。まずこの物語の本文を、A～Hの八部に分割して掲げる。

A 故、率<sub>二</sub>遊其御子<sub>一</sub>之状者、在<sub>二</sub>於尾張之相津<sub>一</sub>・二<sub>二</sub>俣櫛、作<sub>二</sub>二俣小舟<sub>一</sub>而、持上来以、浮<sub>二</sub>倭之市師池・輕池、率<sub>二</sub>遊其御子<sub>一</sub>。

B 然、是御子、八拳鬚至<sub>二</sub>于心前<sub>一</sub>、真事登波受。故、今聞<sub>二</sub>高往鶴之音<sub>一</sub>、始為<sub>二</sub>阿芸登比<sub>一</sub>。爾、遣<sub>二</sub>山辺之大鶴<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>其鳥<sub>一</sub>。故、是人、追<sub>二</sub>尋其鶴<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>木国<sub>一</sub>到<sub>二</sub>針間国<sub>一</sub>、…中略…遂追<sub>二</sub>到高志国<sub>一</sub>而、於<sub>二</sub>和那美之水門<sub>一</sub>張<sub>レ</sub>網、取<sub>二</sub>其鳥<sub>一</sub>而、持上献。故、号<sub>二</sub>其水門<sub>一</sub>謂<sub>二</sub>和那

美之水門<sub>一</sub>也。亦、見<sub>二</sub>其鳥<sub>一</sub>者、於<sub>レ</sub>思<sub>二</sub>物言<sub>一</sub>、非<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>思、無<sub>二</sub>物言事<sub>一</sub>。

C 於是、天皇、患賜而、御寢之時、覺<sub>二</sub>于御夢<sub>一</sub>曰、「修<sub>二</sub>理我宮<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>天皇之御舍<sub>一</sub>者、御子、必真事登波牟、如此覺時、布斗摩邇々占相而、求<sub>二</sub>何神之心<sub>一</sub>、爾崇<sub>二</sub>出雲大神之御心<sub>一</sub>。

D 故、其御子、令<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>其大神宮<sub>一</sub>將<sub>レ</sub>遣之時、令<sub>レ</sub>副<sub>二</sub>誰人<sub>一</sub>者、吉。爾、曙立王、食<sub>レ</sub>ト。故、科<sub>二</sub>曙立王<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>宇氣比白<sub>一</sub>、「因<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>此大神<sub>一</sub>、誠有<sub>レ</sub>驗者、住<sub>二</sub>是鷲巢池之樹<sub>一</sub>鷲乎、宇氣比落」、如此詔之時、其鷲、墮<sub>レ</sub>地死。又、詔之、「宇氣比活」。爾者、更活。又、在<sub>二</sub>甜白櫛之前<sub>一</sub>葉広熊白櫛令<sub>二</sub>宇氣比枯<sub>一</sub>、亦、令<sub>二</sub>宇氣比生<sub>一</sub>。爾、名賜<sub>二</sub>其曙立王<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>倭者師木登美豊朝倉曙立王<sub>一</sub>。E 即、曙立王・菟上王二王副<sub>二</sub>其御子<sub>一</sub>遣時、自<sub>二</sub>那良戸<sub>一</sub>

遇<sup>二</sup>跛・盲<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>大坂戸<sup>一</sup>亦遇<sup>二</sup>跛・盲<sup>一</sup>、唯木戸、是掖月之吉戸、卜而、出行之時、每<sup>二</sup>到坐地<sup>一</sup>、定<sup>二</sup>品遲部<sup>一</sup>也。

F故、到<sup>二</sup>於出雲<sup>一</sup>、拜<sup>二</sup>訖大神<sup>一</sup>、還上之時、肥河之中、作<sup>二</sup>黒櫛橋<sup>一</sup>、仕<sup>二</sup>奉飯宮<sup>一</sup>而坐。爾、出雲国造之祖、名岐比佐都美、飭<sup>二</sup>青葉山<sup>一</sup>而、立<sup>二</sup>其河下<sup>一</sup>、將<sup>レ</sup>獻<sup>二</sup>大御食<sup>一</sup>之時、其御子詔言、「是、於<sup>二</sup>河下<sup>一</sup>、如<sup>二</sup>青葉山<sup>一</sup>者、見<sup>二</sup>山、非<sup>レ</sup>山。若坐<sup>二</sup>出雲之石碯之曾宮<sup>一</sup>葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎」、問賜也。爾、所<sup>レ</sup>遣<sup>二</sup>御伴<sup>一</sup>王等、聞<sup>レ</sup>歡見喜而、御子者坐<sup>二</sup>檳榔之長穗宮<sup>一</sup>而、貢<sup>二</sup>上馱使<sup>一</sup>。

G爾、其御子、一宿、婚<sup>二</sup>肥長比売<sup>一</sup>。故、窃伺<sup>二</sup>其美人<sup>一</sup>者、蛇也。即、見<sup>レ</sup>畏遁逃。爾、其肥長比売、患、光<sup>二</sup>海原<sup>一</sup>自<sup>レ</sup>船追來。故、益見<sup>レ</sup>畏以、自<sup>二</sup>山多和<sup>一</sup>、引<sup>二</sup>越御船<sup>一</sup>、逃上行也。

H於是、覆奏言、「因<sup>レ</sup>拜<sup>二</sup>大神<sup>一</sup>、大御子、物詔。故、參上来」。故、天皇、歡喜、即返<sup>二</sup>菟上王<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>造<sup>二</sup>神宮<sup>一</sup>。於是、天皇、因<sup>二</sup>其御子<sup>一</sup>、定<sup>二</sup>鳥取部・鳥甘部・品遲部・大湯坐・若湯坐<sup>一</sup>。

御子誕生後B部に至って、この御子が成長したにも関わらず話すことができないうことが発覚する。この事態への天皇の応対について、及川智早氏は「当該説話は、こ

のように、前半部において、天皇の判断が妥当ではなかったが故に、その企ては失敗し、後半部においてその判断が妥当であったが故に、成功する」と対構造を指摘する。この前半(A・B)部については『日本書紀』(垂仁天皇二十三年「誉津別命」・「新撰姓氏録」(右京神別上、鳥取連「誉津別命」)に、「誉津別王(命)」が鶴を見て物を言うようになるという類似の記述がみられ、一方、C部以降の後半部については『出雲国風土記』(仁多郡三沢郷「阿遲須伎高日子命」・「釈日本紀」所引『尾張国風土記』逸文(丹羽郡吾縵郷「品津別皇子」)に、夢に神の覚しがあり、物が言えるようになるための条件が示されるという記述がみられる。これらのことから、記紀の物語の先後関係や物語の形成過程が論じられ、また右にあげた複数の文献から物語の要素を拾い上げて、原伝に遡及することが試みられている。しかし、当該物語は鶴追いと神の覚しの両方を備えており、特に後半の出雲大神との関わりが中心となつて独自の達成を示しているとみられる。したがって、原伝に遡及するといった方向よりも、当該物語の独自性に即した読みが重要であろう。そこで本稿では、当該物語の中心であると考えられる後半C部以降について主に検討する。

御子が出雲に赴きつかけは、C部冒頭で天皇がみた夢における出雲大神の覚しであった。しかし、当初の出雲大神の要求「修理我宮、如天皇之御舎」とそれを受けた垂仁天皇の指示「其御子、令拜其大神宮、將遣」とはくい違っており、くい違つたまま——御子が出雲大神を拝した後、交換条件であつたはずの宮の造営前に——御子の問題が解決してしまつている。このことをどう意味づけたらよいであろうか。一つには、たとえば崇神記の疫病と大物主大神祭祀の場合のように大神の指示にそのまま従うのではなく、垂仁天皇の指示で御子が出雲へ行き大神の宮を拝んだことによつて話せるようになっていくことから、天皇の判断が正しかつたことが裏づけられ、そこに天皇の出雲大神に対する優位性が示されているといえるであろう。さらには、神宮の造営が物語末部まで延ばされ、その間に天皇が御子の随行者を卜占で選び、効験の有無を「宇氣比」によつて問うという、周到に準備を整える天皇像がみられる。いずれも天皇の適切な判断を印象づける効果をもつている。当該物語では、垂仁天皇自身は、終始、倭にいて動かないため、ともすれば影の薄い存在にみられがちだが、こうした形で賢明な天皇像が強調されているとみるべきであらう。

あろう。

同じような強調がC部の夢の覚しの直前の「患」という表現からも伺える。「古事記」にみえる「患」は、

(i) 自分以外に対しての「患」

(ii) 自分に対しての「患」

の二種類に分けられるが、当該物語C部の「患」は垂仁天皇が御子の物を言えない状態を心配し悩むものなので、(i)に該当する。この(i)に属する例としては、他に次の二例がある。

①爾、追下、取時、即於其石所燒著而死。爾、其御祖命、哭患而、中略、蛤貝比売待承而、塗母乳汁者、成麗壯夫而、出遊行。(上巻・根国訪問)

②故、天皇崩後、其庶兄当芸志美々命、娶其適后伊須氣余理比売之時、將殺其三弟而謀之間、其御祖伊須氣余理比売、患苦而、以歌令知其御子等。(中巻・神武天皇)

①②は共に「御祖」の我が子に対する心情を表し、その「患」に基づく行動によつて波線部のように問題は解決に向かう。当該物語も同様に、「患」は天皇の我が子に対する心情を表し、御子の問題は解決される。ただし、①②の二例と異なっているのは、「患」の主体が、①②では「御祖」に母であるのに対し、当該物語では、天皇が父親とし

て心を痛めている点である。これは当該物語冒頭のA部「故、率<sup>ニ</sup>遊其御子<sup>ニ</sup>之状者」以下に示されている天皇の行動の記述ともあいまって、御子の母・沙本毘売命亡き今にあつて、望ましい父親としての天皇像が強調されるという効果があるのではないだろうか。

### 三

次に御子らが出雲へ赴くF部以降をみていこう。予め指摘しておくならば、ここでは、「天下」を治める天皇が、その「天下」の一部である出雲を未だその支配下においてははいないということが、出雲において天皇の代理としてある御子の言動によつてあらわになるのである。出雲との違和は次の二点に現れる。一点目は、F部における御子の発話内容であり、二点目は、G部における御子と肥長比売の婚姻の不調である。以下これらについて検討していく。

まず、注目すべきは、出雲大神参拝の直後に御子が倭と出雲の二つの方向から奉仕されていることである。「肥河之中、作<sup>ニ</sup>黒櫛橋<sup>一</sup>、仕<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>飯宮<sup>一</sup>而坐。」とあるように、御子のための飯宮が天皇の命を承けた曙立王らによつて作られる。一方で「爾、出雲国造之祖、名岐比佐都美、飭<sup>ニ</sup>青葉山<sup>一</sup>而、立<sup>ニ</sup>其河下<sup>一</sup>、将<sup>レ</sup>献<sup>ニ</sup>大御食<sup>一</sup>」とあるように、出

雲の国の造の祖である岐比佐都美によつて、青葉の山が飾られ、大御食が奉られようとする。また、次に示すように、当該物語の随所に御子を天皇と同等に待遇する表現がみられることも考え合わせたい。

F故、到<sup>ニ</sup>於出雲<sup>一</sup>、拜<sup>ニ</sup>訖大神<sup>一</sup>、還上之時、肥河之中、作<sup>ニ</sup>黒櫛橋<sup>一</sup>、仕<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>飯宮<sup>一</sup>而坐。爾、出雲国造之祖、名岐比佐都美、飭<sup>ニ</sup>青葉山<sup>一</sup>而、立<sup>ニ</sup>其河下<sup>一</sup>、将<sup>レ</sup>献<sup>ニ</sup>大御食<sup>一</sup>之時、其御子詔言、「…略…」、問賜也。爾、所<sup>レ</sup>遣<sup>ニ</sup>御伴<sup>一</sup>王等、聞<sup>ニ</sup>飲見喜而、御子者坐<sup>ニ</sup>檳榔之長穗宮<sup>一</sup>而、貢<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>馭使<sup>一</sup>。

H於是、覆奏言、「因<sup>レ</sup>拜<sup>ニ</sup>大神<sup>一</sup>、大御子、物<sup>レ</sup>詔。故、参上来。」

これらは『古事記』では、原則として天皇か後に天皇となる御子にしか使われない表現である。これらのことからみて、本牟智和氣御子は出雲において、倭の正当な代表者としてあり、出雲側からも天下を統治する者として承認されているといえよう。

C部で発覚した、出雲大神の祟のために御子が話すことができないう面においては、天皇側がある意味、出雲側——出雲大神——に屈服したものと考えられる。ところが、このF部において出雲側は、岐比佐都美が「青葉山」を飾ることや「大御食」を献上しようとすることにみられ

るように、御子に奉仕しようとしているため、倭と出雲の違和はここで解消に向かうかのようにみえる。けれども、「大御食」の献上は、皮肉なことに「將<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>大御食<sub>一</sub>」の時、其御子詔言、「是、於<sub>二</sub>河下<sub>一</sub>、……祝<sub>二</sub>大庭乎<sub>一</sub>」、問賜也。」と、まさに当初の目的であつた「御子の発話」によつて中断されてしまう。ここでは出雲側の服属は完遂されないとみるべきであろう。しかも、以下に見るように、その御子の発話内容自体が、違和の解消を妨げる結果になつている。

御子の不可解とも思われる発話内容は、出雲側が御子のためにしつらえた青葉山について、

「是、於<sub>二</sub>河下<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>青葉山<sub>一</sub>者、見<sub>レ</sub>山、非<sub>レ</sub>山。若坐<sub>二</sub>出雲之石碕之曾宮<sub>一</sub>葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎」

と、葦原色許男大神を祀るためのものかと問うものであつた。この発言によつて、物語は何を語ろうとしているのであろうか。先行研究でもこの点に明快な解答は与えられていないようである。

C部において当初は「出雲大神」とあつた神を、F部において御子が「葦原色許男大神」という名で表していることは、次のような点からみて重要な問題として受けとめなければならぬ。まず、「葦原色許男」という名は、『古事

記』で当該例以外には以下に掲げる三例しかみられないが、これらは全て神々の巻である上巻にあるということである。

①此神、娶<sub>二</sub>刺国大神之女、名刺国若比売<sub>一</sub>、生子、大国主神。亦名、謂<sub>二</sub>大穴牟遲神<sub>一</sub>、亦名、謂<sub>二</sub>葦原色許男神<sub>一</sub>、亦名、謂<sub>二</sub>八千矛神<sub>一</sub>、亦名、謂<sub>二</sub>宇都志国玉神<sub>一</sub>、并有<sub>二</sub>五名<sub>一</sub>。  
(上巻・須佐之男命の系譜)

②故、随<sub>二</sub>詔命<sub>一</sub>而、參<sub>二</sub>到須佐之男命之御所<sub>一</sub>者、其女須勢理毘売出見、為<sub>二</sub>目合<sub>一</sub>而、相婚。還入、白<sub>二</sub>其父<sub>一</sub>言、「甚麗神、来」。爾、其大神、出見而告、「此者、謂<sub>二</sub>之葦原色許男命<sub>一</sub>」、即喚入而、令<sub>レ</sub>寝<sub>二</sub>其蛇室<sub>一</sub>。  
(同・根国訪問)

③故爾、白<sub>二</sub>上於神産巢日御祖命<sub>一</sub>者、答告、「此者、実我子也。於<sub>二</sub>子之中<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>我手俣<sub>一</sub>久岐斯子也。故、与<sub>二</sub>汝葦原色許男命<sub>一</sub>為<sub>二</sub>兄弟<sub>一</sub>而、作<sub>二</sub>堅其国<sub>一</sub>」。故自<sub>レ</sub>爾、大穴牟遲与少名毘古那二柱神、相並作<sub>二</sub>堅此国<sub>一</sub>。  
(同・大国主神の国作り)

「葦原色許男」という名が持つ意味については、周知のように様々な議論があり、否定的な意味にとる立場もあるが、本稿ではシコを醜いという意味にとるのではなく、『古事記伝』に「勇猛を美て云り」とあるのに従う。

右の例は、秋本吉徳氏の、『古事記』に現れている葦原色許男という名は「葦原中国にいるオオナムチのことを、

根国や高天原という、別箇の世界から呼ぶ際にのみ用いられている」という指摘の通り、系譜部にみられる①以外の②③両例の「葦原色許男」は葦原中国から赴いた大国主神に対するものであり、②では根国からの、③では高天原からの呼称である。すると、当該物語の「葦原色許男大神」という名も、②③と同様に異なる世界からの呼称である可能性が大きいと言えるであろう。すなわち当該物語F部の場合、出雲大神が、倭という別世界から来た御子によって、「葦原色許男大神」と称されていると解すべきである。ただし、当該物語が、右の例とは異なり、上巻ではなく中巻にあることを考え合わせると、単に出雲と倭が区別される世界であることを示すというだけでは済まないであろう。

そこで、この神名に含まれる「葦原」という語に注目したい。遠山一郎氏は『古事記』では「大勢」として、上巻には『葦原(之千秋長五百秋之)水穂国』『葦原中国』、中・下巻にはアメノシタを用いている」と指摘している。それでは、中巻に表れる「葦原中国」をみてみよう。

高倉下答曰、「己夢之、天照大神・高木神二柱神之命以、召建御雷神」而詔、「葦原中国者、伊多玖佐夜芸帝阿理那理。我之御子等、不レ平坐良志。其葦原中国者、専汝所言向之國。故、汝建御雷神、可レ降。」…後略』故、如夢教而、且見己倉者、信有横刀。

故、以是横刀而献耳。

(中巻・神武天皇)

この「葦原中国」は、高倉下の夢に現れた高天原にいる天照大神と高木神が建御雷神に発した命令の中にもみられることから、前掲遠山論文が『古事記』と『日本書紀』とにおける、三つの呼称のこのような様相のうち、人の時代に見出される『葦原中国』『豊葦原瑞穂国』は、神の登場する文脈に現れており、神の時代に準じて扱うことができるとすることは肯されるものであろう。ということは『古事記』において「葦原中国」という語は、やはり原則として上巻でしか使われない言葉であり、「葦原色許男」という呼称は、世界の区別が意識される際のものであるといえる。

それでは、その「葦原中国」の「葦原」を冠している「葦原色許男大神」という呼称が、今、中巻に現れていることをどのように考えればよいであろうか。この「葦原色許男大神」は、先にみた神武天皇条と同じように上巻に準じて考える、として看過することはできない。大国主神がもつ複数の「亦名」の中から、「葦原色許男」が選びとられていることや、それがC部に「出雲大神」とあったものの呼び替えであることを考えると、ここは「別箇の世界から呼ぶ」というところに留まらない意味合いを持っているとみるべきではないだろうか。

このように考えるとき、②の根国における「葦原色許男」について、『古事記注解』に「スサノヲが『葦原色許男命』というときには、正確にいえば、『葦原中国』をになうはずの、即ちその世界の大きいなる主<sup>15</sup>『大国主』と称すべき存在となるはずのものとして認めてのことであつた」とあり、また長野一雄氏<sup>16</sup>が同じ②について「その著名な神をオホアナムヰの神と通称名でいわず、アシハラシコヲの命といいかえたことは、この神の性能を娘に分かりやすく教えることになつていよう。すると葦原は地上の国土全体に名だたるといふ意味で葦原中国の略言であり、色許男はその葦原中国での頑強な男といふ意味に違いな」と指摘していることが注目される。これらは上巻における「葦原色許男」についての指摘だが、中巻・当該物語の「葦原色許男大神」の呼称においても、このような意味合いは払拭できるものではないと思われる。すなわち、御子の発話にある「葦原色許男大神」は、葦原中国の担い手、葦原中国を代表する者といふ意味をもつた呼称であるといえるであろう。

すると、垂仁天皇が治める「天下」の物語中に現れる「葦原色許男大神」という呼称を通じて、間接的であるにせよ「葦原中国」が現れてくることが問題となってくる。たしかに、本牟智和氣御子は皇位をつがず、子孫も残さな

いが、先に確認したように『古事記』がこの御子を天皇に準ずる存在として扱っていることを考慮するならば、この問題を御子の発話にすぎないとして軽視してはいけないうであろう。さらに、H部の「大御子」が『古事記』中孤例である<sup>17</sup>ということに注目すると、ここでの本牟智和氣御子は、天皇に限りなく近い存在として扱われているといえる。これは垂仁天皇が倭に残っている物語中の「今」にあつて、出雲において本牟智和氣御子が、天皇に代わる者としてある<sup>18</sup>ということであろう。

『古事記』は、上巻で地上の国土について「葦原中国」として語り、続く中・下巻ではそれを「天下」として語る。中巻以降はあくまでも現実的な世界である「天下」が語られるのであつて、そこには先に確認したように「葦原中国」は現れ得ないはずである。しかし、ここで本牟智和氣御子が「出雲大神」を「葦原色許男大神」と呼び表していることは、出雲の背景に「葦原中国」の残存を認めざるを得ないことを意味する。要するに御子の発話によって、天皇が治める「天下」と大神が力を持ち続ける出雲は異質である<sup>19</sup>ということが確認されてしまうのである。そして出雲がもつこのようにいわば「上巻的な」性質は、次にみるように肥長比売が蛇になる点で、より具体化されているのではないだろうか。

#### 四

「葦原色許男神」という呼称が露呈させてしまった出雲にみられる(へ上巻的な)性質を、さらにG部の肥長比売との件りにおいて確認しよう。長野氏<sup>19</sup>も指摘しているように、この件りは、まだ十分に論じ尽くされてはいないようである。従来は、このG部を独立したものとして捉える傾向にあったが、F部とG部は結局のところ、同じところを指し示しているのではないだろうか。G部は長野氏の言うように「肥の河の女神肥長比売の蛇体を軽率にも伺い見た本牟智和氣と、その行為を『患へて』蛇体で追いかけた肥長比売の行動は、このしつくりいかぬ天皇家と出雲との確執を表現している」<sup>20</sup>のであろう。しかし同じ長野氏が、

つまり、朝廷が出雲の神に礼を失する行為をしていることに、出雲側は不満を抱いており、このために表だつて反抗し敵対しないものの、天皇家に不服なのである。中略：天皇家と出雲のしつくりいかぬ関係は、出雲側からすると、あくまで出雲大神や出雲の肥の河の神への礼を失した天皇家の態度から生まれていることになるのである。

と、本牟智和氣御子の行動を垂仁記以降の出雲との不和の原因とするのは、出雲側の反応が景行記で明示されていない

いため難しいであろう。

G部を正當に読み解くために、神田典城氏<sup>22</sup>が「いづれも常の姿の背後に隠されていた真正の姿を発見し、その上それが常の世界とは相容れないものであることから、その場を逃げ出すという点で全く共通している」とする次のI・IIと、当該G部とを比較しよう。

I「……且与黄泉神相論。莫視我」、如此白而、還入其殿内之間、甚久、難待。故、刺左之御美豆良、湯津々間櫛之男柱一箇取闕而、獨一火入見之時、宇士多加礼許呂々岐弓：中略：并八雷神、成居。於是、伊耶那岐命、見畏而逃還之時、其妹伊耶那美命言、「令見辱吾」、即遣予母都志許壳、令追。……中略：到黄泉比良坂之坂本時、取在坂本桃子三箇待擊者、悉坂返也。

(上巻・黄泉國)

II爾、將方産之時、白其日子言、「凡他国人者、臨産時、以本国之形産生。故、妾、今以本身為産。願、勿見妾」。於是、思奇其言、窃伺其方産者、化八尋和邇而、匍匐委蛇。即見驚畏而、遁退。爾、豊玉毘売命、知其伺見之事、以為心恥、乃生置其御子而、白、「妾、恒通海道欲往来。然、伺見吾形、是甚作之」、即塞海坂而、返入。

(同巻・鵜葺草葺不合命の誕生)

G爾、其御子、一宿、婚肥長比売。故、窃伺其美人者、蛇也。即、見畏遁逃。爾、其肥長比売、患、光海原自船追来。故、益見畏以、自山多和、引御船、逃上行也。

(中巻・当該物語G部)

たしかに、いずれも上巻にあるIの伊耶那伎命と伊耶那美命及びIIの火遠理命と豊玉毘売命の物語と、当該物語G部の御子と肥長比売の件りとの間には、婚姻関係を結びながらも女の異常な姿を見た男が見驚き見畏んで逃げるという類型が確認できる。そして上巻のこれらの物語は結果として、Iでは葦原中国と黄泉国の異質性を、IIでは葦原中国と海の世界との異質性を表し出している。山崎正之氏は、Iでは覗かれた伊耶那美命の激しい怒りが明示されるものの、G部の肥長比売にはIIの豊玉毘売命と同様に怒りはなく、「出雲なるがゆえの王権に立ち向かうなどといった大仰な動向」を見出しがたいとし、

つまり、比売が蛇であることの効果に関しては何もなかった、とするしかないのではないか。時代がもはや、蛇の呪性を發揮、ひいて出雲大神の天和への崇りをなす状況も、必要としなくなったことを思うのである。

と指摘する。しかし、当該物語G部の御子が山を越えて倭へ逃げ上る件りについて、『古事記注釈』が「これは事実とは次元を異にする神話風の措辞といえる」と指摘し、以

前のE部で、御子たちが倭を出る時に道を選ぶ件りにおける「那良戸」について、「那良山を越え大和に入る入口、大和からすれば山城への出口。戸は家、国、海川の出入口をいう」と指摘していることを考えるに、E部で倭から出雲へ入る際の「戸」や、G部で御子が肥長比売に追われて出雲から倭へ逃げ上る時の「山」というのは、境界として働いているといえるのではないだろうか。そしてそれはIIで豊玉毘売命が「本国之形」である「八尋和邇」に変わるのと同じように、「美人」であった肥長比売が「蛇」に変わってしまうというへ上巻的な性質を残している出雲と倭との境界であるといえるであろう。ふりかえってみると、DとE部において、天皇が御子を出雲に遣わす際に、「令副誰人者、吉。」と卜占によって随行者・曙立王を選び、鷲や葉広熊白梔による「宇気比」で効験の有無を確認し、また、「唯木戸、是掖月之吉戸、卜而、出行」とあるように卜占によって倭から出るのに最良の道を選ぶなどの念入りな選択がなされている。このことは、神武天皇が倭に宮を構えて天下を治めて後、天皇と御子以外の皇族が倭の外へ出ることにはあっても、当代の天皇やその御子が倭の外に赴くことがない中で、慎重を期して本牟智和氣御子を出雲へ向かわせるということの意味するのであろう。

こうしてみるとG部もまた、へ上卷的な性質を残す出雲と倭の異質性を表し出すのに十分に貢献していると言えるであろう。そしてこの異質性ゆえに、出雲の肥長比売と天皇の御子である本牟智和気は、Iの伊耶那伎命と伊耶那美命、IIの火遠理命と豊玉毘売命の場合とは違つて子を設けることはない。御子出産後に別れる豊玉毘売命と異なつて、婚姻の時点ですでに軋轢が起り、子を残さないということは、御子が出雲の血を拒否したということになるであろう。F部において岐比佐都美の服属が貫徹せず、G部において肥長比売と御子との婚姻も失敗に終わった垂仁記では、出雲と王家の間の違和は解消されず、問題の解決は後に持ちこされることになる。

このことは、C部で出雲大神から本来要求されていた宮の造営の問題が、H部において、「故、天皇、歡喜、即返<sup>②</sup>菟上王<sup>①</sup>、令<sup>レ</sup>造<sup>③</sup>神宮。」と簡略に済まされていることとも通い合う。つまり、垂仁天皇の命により宮を造営し、出雲の大神を祀つてしまうことによつて決着をみたかのように示され、宮の造営後には二度と「葦原色許男(大)神」が出てこないことからしても、垂仁記における倭と出雲の違和の解消が読み取れるかにも見えるが、それは決して完全な解決ではなく、いわば問題が先送りされたに過ぎないものである。従つて景行天皇条において、改めて、

於是、天皇、惶<sup>①</sup>其御子之建荒之情、而詔之、「西方有<sup>②</sup>熊曾建二人。是、不<sup>レ</sup>伏無<sup>③</sup>礼人等。故、取<sup>④</sup>其人等。」而、遣。…中略…即、入<sup>⑤</sup>坐出雲国。欲<sup>⑥</sup>殺<sup>⑦</sup>其出雲建<sup>⑧</sup>而、到即結<sup>⑨</sup>友。故、窃<sup>⑩</sup>以<sup>⑪</sup>赤檮<sup>⑫</sup>作<sup>⑬</sup>詐刀、為<sup>⑭</sup>御佩、共沐<sup>⑮</sup>肥河。…後略 (中卷・景行天皇)

と、小碓命が出雲に派遣され、そこでは専らまつろわぬ者のいる出雲として、その討伐が描かれることになる。

松本弘毅氏は、垂仁記における出雲大神を葦原中国の神々を象徴する神として位置づけた上で次のように指摘している。

〈崇り神〉として垂仁の前に姿を現した出雲大神は、その祭祀が中央により開始されたことによつて、朝廷の守り神へと変貌したと考えられるのではないだろうか。…中略…大国主神⇨出雲大神を最終的に垂仁記で帰参させることで、完全に中央に取り込む。それが古事記の出雲大神に關しての構想である。

たしかに、最後に垂仁天皇が「神宮」を作らせていることから、天皇側が出雲大神を祭祀したと言えるであろう。しかしながらそれは出雲の大神が朝廷の守り神へと変貌したと言いきれるものでもなければ、完全に中央に取り込み得たと言いきれるものでもない。天皇に準ずる倭王権の代表としての御子が、出雲大神を「葦原色許男大神」と言い

表してしまい、肥長比売との一件において露呈したように、むしろ、ここでは未だ倭との違和を負っている出雲が表し出されたというべきであろう。

続く景行記における出雲が、未だ天皇に対して武力の面で従わないように描かれることからしても、段階としてまず、垂仁記は、倭との異質性を未だに持つ出雲を表し出す役割を担っているのではないだろうか。よって、出雲と天皇の問題は垂仁記において完全に解決するのではなく、出雲征服が成される景行記への一階梯としておかれたものであったというように垂仁記を位置づけたい。このことはまた、中巻全体の中に占める垂仁記の位置や機能とも密接に関わっているものとみられるが、これについては別に論じなければならぬであろう。今は、本牟智和氣御子物語が担った役割を確認したことをもって、結びとしたい。

### 注

(1) 本稿では、沙本毘古王・沙本毘売命の死後を本牟智和氣御子物語とする。

(2) 引用は、主に新編日本古典文学全集『古事記』によった。(二部、私に改めた所がある。また、分注は省略し、訓読文に従って「」「」を付した。)

(3) 及川智早『古事記』中巻に載る本牟智和氣御子説話について——鶴の「音」を聞くことと見ること——

(「古事記年報」三九 一九九七年一月)

(4) 津田左右吉「崇神天皇垂仁天皇二朝の物語」(津田左右吉全集 第一巻)一九六三年十月/初出一九一九年八月

(5) 松村武雄「高天原系民族と出雲系及び筑紫系民族との宗教的葛藤」(『日本神話の研究 第四巻』一九五八年六月)

(6) ここで、『古事記』上巻において、大国主神が「此輩原中国者、随<sub>レ</sub>命既<sub>レ</sub>歎也。唯僕住所者、如<sub>レ</sub>天神御子之天津日繼所<sub>レ</sub>知之登陀流天之御巢而、於<sub>レ</sub>底津石根<sub>レ</sub>宮柱布斗斯理、於<sub>レ</sub>高天原<sub>レ</sub>氷木多迦斯理而、治賜者、僕者、於<sub>レ</sub>百不<sub>レ</sub>足八十垺手<sub>レ</sub>隱而待。」と要求するものの、その要求が果たされたか否かは明示されていないという問題について触れておく。

このことについて、大きくは二つの解釈がみられる。国譲りにおいて宮は作られたが、荒廃などの理由で再び要求されているというものと、宮が作られなかったために再度要求してきたというものである。本稿では、西宮一民『訓読』各説(『古事記の研究』一九九三年十月/初出一九七五年九月)に「右の本文において『その大神の宮』とあるのだから、すでに出雲の大神の宮殿が存在してゐたことは明らかである。」とするのを受け、出雲大神の宮はあるが、それを国譲りの時のように「天神御子」の御巢ではなく「天皇之御舎」と同等にしてくれと要求しているのであり、それが天皇によって果たさ

れるのが重要であると考ええる。

(7) 遠藤伸子「出雲の根の国性——オホクニヌシ・ホムチワケ伝承をめぐる——」(『二松学舎大学 人文論叢』一八 一九八〇年十月)に、「大神は、『我が宮を天皇の御舎の如修理りたまはば』と言っているものであり、御子に出雲を訪問させ、大神を拝させよとは言っていない。」「大神の宮建造は宙に浮いた形になっている」と指摘されている。

(8) 松本弘毅「垂仁記の祭祀——出雲大神の『祟』——」(『国文学研究』(早稲田大学国文学会)一四四 二〇〇四年十月)は、「祟」は出雲大神が示現したこと自体を指していると捉え、「祭祀の意を含んだへ宮を『修理』」「造」せよ」という出雲大神の要求に対し、天皇側は「拝」(「祭祀」)するという対応をとった」とし、「自分の願いがまずは聞き入れられたことに納得した出雲大神は、本牟智和氣御子に言語を戻し」たとする。「拝」と「修理」・「造」を(「祭祀」)の意として一続きに解釈しようという試みであるが、御子が神宮を「拝」むことよりも、天皇が神宮を「造」る意味の方がやはり重要であり、両者の間の意味の差を考えるべきであろう。(参考となるのは、『古事記』の「拝」字の訓みについて考察した言及である。(小林芳規「訓読補注 『拝』」(日本思想大系『古事記』一九八二年二月)・西宮一民編『古事記新訂版』(一九八六年十一月)・山口佳紀「表現と訓読——音仮名表記と訓字表記との関係——」(『古事記の表

記と訓読』一九九五年九月/初出一九九一年七月)・菊川恵三「古事記の仮名表記と訓読——『イツク』と『拝』をめぐる——」(『和漢比較文学叢書 第十巻 記紀と漢文学』一九九三年九月)「拝」字の訓として「イハフ」・「イツク」・「ヲログム」が検討対象となっており、本牟智和氣御子物語にみられる「拝」四例全てを「ヲログム」と訓んでいる。

(9) この(ii)「自分に対しての『患』」の例としては、

①「宇都志伎青人草之、落<sub>レ</sub>苦瀬<sub>ニ</sub>而患惚時、可<sub>レ</sub>助<sub>ル</sub>」(上巻・黄泉国)

②「我<sub>ニ</sub>菟<sub>ニ</sub>因<sub>レ</sub>此泣患者、先行八十神之命以、誨告、……」(同・稻羽白菟)

③「其弟、泣患、居<sub>ニ</sub>海辺<sub>ニ</sub>之時、塩椎神、来、問曰、『何、虚空津日高之泣患所由』。答言、『我、与<sub>レ</sub>兄易<sub>レ</sub>鉤而、……故、泣患之』」(同・海宮訪問)

④「即白<sub>ニ</sub>其姨倭比売命<sub>一</sub>者、『天皇既所<sub>ニ</sub>以思<sub>ニ</sub>吾死<sub>一</sub>乎、何、……猶所<sub>レ</sub>思<sub>ニ</sub>看吾既死<sub>一</sub>焉』。(倭建命)患泣罷時、倭比売命、賜<sub>ニ</sub>草那芸劍<sub>一</sub>……」(中巻・景行天皇)

⑤「故、其兄、患泣、請<sub>ニ</sub>其御祖<sub>一</sub>者、即令<sub>レ</sub>返<sub>ニ</sub>其詛戸<sub>一</sub>」。(同・応神天皇)

がある。これらも(i)「自分以外に対しての『患』」と同様に、「患」う者への指示と問題が解決したことが示される。こうした中で当該物語G部「其肥長比売、患、光<sub>ニ</sub>海原<sub>一</sub>自<sub>レ</sub>船追来<sub>一</sub>」のみは、問題が何ら解決されない

ままた終わるといふ特徴がある。

- (10) 日本古典文学全集『古事記 上代歌謡』が「青葉山」は「尊貴な神や人を迎えるための祭儀的な施設」であると説明する。

- (11) 御子が発言する件りについて「聖なる出産を経、神人としてのタマフリを為し、大神を祭祀した、司祭者としての描写にふさわしい。」(多田元「本牟智和氣御子伝承の構想——『出雲』と『高志』とをめぐって——」『国学院大学大学院紀要(文学研究科)』一七 一九八六年三月)、「葦原色許男大神の祭祀者(祝・出雲国造之祖、岐比佐都美)の再確認をしたものであり、いかなれば国造による出雲大神の祭祀を宣言したものであるう。」(阿部誠「ホムチワケの原罪とヤマトタケル——『古事記』中巻の一構想——」『国学院雑誌』九八—七 一九九七年七月)という言及がみられる。

- (12) 本居宣長『古事記伝 九之巻』「神代七之巻 葦原色許男神」(『本居宣長全集 第九巻』)

- (13) 秋本吉徳「アシハラシコラについての一考察——播磨国風土記を手がかりとして——」(『古事記年報』二〇 一九七八年一月)

- (14) 遠山一郎「『古事記』『日本書紀』『風土記』における世界の区分」(『天皇神話の形成と万葉集』一九九八年一月/初出一九八三年五月)

- (15) 『古事記注解』4 上巻その三「根の堅州国訪問 葦原色許男命(神野志隆光執筆部)」(一九九七年六月)

- (16) 長野一雄「神代記の出雲——その象徴性」(『上代文献の出雲 記紀でなぜ出雲が重視されたか』二〇〇五年五月/初出一九九九年七月)

- (17) 本居宣長『古事記伝 二十五之巻』「玉垣宮下巻 大御子」(『本居宣長全集 第十一巻』)が「凡て天皇の御うへには、大御某と申すは、常のことながら、大御子と申せるはめづらし」と指摘する通り、孤例である。しかしその理由として「此にのみ大てふ辞を添て、大御子と申せるは、大御父天皇に奏す詞なればなるべし」とするのは、沙本毘売の物語の中で、当該部と同様に、御子の父である垂仁天皇に「奏す詞」の中に、単に「御子」とあることから当たらないであろう。

- (18) 西條勉「ホムチワケの不幸と反神話」(『古事記と王家の系譜学』二〇〇五年十一月/初出一九九五年三月)は、「いったいホムチワケは無事に京まで帰り着いたのであるうか。これではまるでホムチワケが物語の途中で行方不明になったも同然である。」とするが、G部に「逃上行也」とあるので倭に帰ったと考えて良いであろう。また、当該物語末尾のH部まで一貫して御子として扱われていることも確認しておく。

- (19) 長野一雄「本牟智和氣の不毛な神婚」(『古事記説話の表現と構想の研究』一九九八年五月/初出一九九五年一月)

- (20) 注19長野論文。

- (21) 長野一雄「古事記中巻の出雲——国譲りの段を読み直

す」(『上代文献の出雲 記紀でなぜ出雲が重視されたか』二〇〇五年五月/初出二〇〇一年一月)

(22) 神田典城「古事記神話における異界」(『古事記研究大系4 古事記の神話』一九九三年六月)

(23) 山崎正之「『古事記中巻』論」(『古事記研究大系3 古事記の構想』一九九四年十二月)

(24) 西郷信綱「古事記注釈 第三巻」(第二十五 垂仁天皇(統)) (一九八八年八月)

(25) C部には、上巻冒頭の「修理固成」を想起させる「修理」とあるのに対して、H部には一般的な「造」とあることから、(上巻的な)性質をもつ出雲との関係の一次的な収束が伺える。

(26) 注8 松本論文。

〔付記〕

小稿は、平成十七年度上代文学会大会(於盛岡大学)における研究発表に基づく。会場にて御意見を賜った方々に御礼申し上げます。